

事 務 連 絡  
令和2年4月13日

保護者各位

八重瀬町新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長 新垣 安弘  
《公印省略》

#### 放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について

平素より本町の児童福祉行政へのご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

八重瀬町立小中学校は新型コロナウイルス感染防止を目的とし、令和2年4月7日から令和2年4月19日の間、臨時休校することとなりました。

しかしながら、放課後児童クラブについては、保護者の就労支援という目的もあるため、各施設へ感染予防に留意したうえで原則として開所の要請を行っております。

一方、小中学校の臨時休校に伴い放課後児童クラブにおいては職員配置等に苦慮している事例があることや、集団感染の起きやすい密閉、密集、密接を避けるためにも、各世帯において保護者のお仕事が休みの場合や高学年のきょうだい等と一緒に留守番ができる場合など、家庭保育が可能な際は、積極的なご協力をお願いします。

○登所自粛期間：令和2年4月19日（日）までの間

（町立小中学校の休校期間に変更がある場合は、その期間）

また、児童を感染から守るために、下記事項についてもご協力をお願いします。

#### 【登所の際の協力願い】

- ・保護者により登所前に検温等の健康状態確認を行い、37.5℃以上の発熱や呼吸器の症状（咳、鼻水、のどの痛み等）がある場合は、登所をご遠慮いただく取り扱いとします。また、解熱後24時間以上経過し症状が改善傾向となるまでの間も、上記同様の取り扱いとします。
- ・国外、県外から戻られた場合は、経過観察のため2週間の家庭保育をお願いします。

#### 【施設の閉所について】

- ・職員及び登所している児童が感染した場合、当該施設を閉所し、当該職員及び児童については感染症の完治が確認されるまで登所休止とします。
- ・職員の家族及び登所している児童の家族が感染した場合、当該職員及び児童を濃厚接触者として2週間の登所休止とし、経過観察を行うこととします。